

産業廃棄物管理型最終処分場 経理的基礎 基準・申請内容対比表

条文 (省令)	項 号	項目	省令上の基準	国の許可事務通知※	申請内容	申請書
第12条の 2の3	2	産業廃棄物処理施設を設置しようとする者の能力の基準	産業廃棄物処理施設の設置及び維持管理を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有すること。	(1) 申請者が法人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類並びに貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びに法人税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。 なお、個別注記表の内容の確認に当たっては、重要な会計方針に係る事項に関する注記、貸借対照表に係る注記、損益計算書に関する注記、株主資本等変動計算書に関する注記及びリースにより使用する固定資産に関する注記について確認すること。	<ul style="list-style-type: none"> 施設設置・維持管理に要する資金総額及び資金調達計画 借入金償還計画 法人税の納税証明書 貸借対照表 損益計算書（正味財産増減計算書） 個別注記表 などが添付されている。 	
				(2) 申請者が個人である場合には、事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類、資産に関する調書並びに所得税の納付すべき額及び納付済額を証する書類（税務署の受付印又は電子申請等証明書のある確定申告書の写し、確定申告書の別表の写し等の関係書類及び納税証明書（その1）納税額等証明書）の内容を十分審査し、事業を的確に、かつ、継続して行うに足りる経理的基礎を有するか否かを判断すること。	(申請者は法人であるため審査外)	
				(3) 「事業の開始に要する資金の総額」とは、事業の開始及び継続に必要なと判断される一切の資金をいうものであって、資本金の額のほか、事業の用に供する施設の整備に要する費用、最終処分場の埋立処分終了後の維持管理に要する費用、損害賠償保険の保険料、事業の開始及び継続的運営に支障を来すおそれのある抵当権等の登記を抹消する費用などが含まれるものであること。	1 事業費 1 事業開始に必要な施設の建設（第Ⅰ期埋立部と関連する費用の必要経費と財源計画） 2 第Ⅱ期埋立部の建設に係る費用 3 維持管理等（埋立開始～施設廃止まで）に要する費用 ■事業費合計 約119億円	30
				(4) 資金の調達を記載した書類には、資本金の調達方法、借入先（融資に係る条件を含む。）、借入残高、年間返済額、返済期限、利率など資金の調達に関する一切の事項を記載させるものとし、利益（当期純利益をいう。(6)において同じ。）をもって資金に充てるものについてはその見込み額を記載させること。	<ul style="list-style-type: none"> 鳥取県からの借入 鳥取県への借入金返済に対する考え方は、次のとおり想定 <ul style="list-style-type: none"> 処分料収入を財源とする。 県からの借入金は無利子とする。 原則、借入後10年後の返済年度に一括返済する。 返済年度に不足する額については「借換融資」で賄う。 	31

条文 (省令)	項号	項目	省令上の基準	国の許可事務通知※	申請内容	申請書
				(5) 廃棄物処理業以外の事業を兼業している場合には、できる限り廃棄物処理部門における経理区分を明確にして書類を提出させること。	(廃棄物処理業以外の事業は行っていない。)	-
				(6) 事業を的確かつ継続して行うに足る経理的基礎を有すると判断されるためには、利益が計上できていること又は自己資本比率（貸借対照表上の純資産の額を、当該額と当該貸借対照表上の負債の額の合計額で除して得た値をいう。）が10パーセントを超えていること及び申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれると判断できるものであること（申請に係る事業について適切な収益が見込まれない場合にあっては、廃棄物処理部門あるいは企業全体として適切な収益が見込まれること）が望ましいものと考えられるが、なお、以下に留意して判断されたいこと。	<p>■利益（当期正味財産増減額）</p> <p>・当期一般正味財産増減額 令和4年度 △10,011,661円、令和3年度 △9,041,414円、令和2年度 △39,910,565円</p> <p>・当期指定正味財産増減額 令和4年度 0円、令和3年度 0円、令和2年度 0円</p> <p>■自己資本比率（令和4年度） 純資産（正味財産）／負債及び正味財産合計＝ 20,790,614円/365,185,656円＝5.7%</p>	35
				① 事業の用に供する施設について、法定耐用年数に見合った減価償却が行われていること、役員報酬が著しく少なく計上されていないことなどを確認すること。	<p>■経営再建計画書（39-4） 減価償却費は定額法によるものとし、土木工作物（処分場本体）は厚生省通知（S55.10.18）に基づき埋立年数を耐用年数とし、その他の資産は減価償却費資産の耐用年数等に関する省令その他関係法令等に基づき設定した。</p> <p>■役員報酬（令和4年度 正味財産増減計算書） 6,382,940円（役員数1人分の報酬等）</p>	39,35
				② 中間処理業者にあっては、未処理の廃棄物の適正な処理に要する費用が留保され、最終処分業者にあっては、埋立処分終了後の維持管理に要する費用が計上されていることなどを確認すること。	(申請者は最終処分業者であるため審査外)	

条文 (省令)	項号	項目	省令上の基準	国の許可事務通知※	申請内容	申請書
				③ 利益が計上できているか否かについては、原則として、過去3年間程度の損益平均値をもって判断するが、欠損である場合であっても直前期が黒字に転換しており、かつ、経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。	<p>■利益（当期正味財産増減額）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当期一般正味財産増減額 令和4年度 △10,011,661円、令和3年度 △9,041,414円、令和2年度 △39,910,565円 ・当期指定正味財産増減額 令和4年度 0円、令和3年度 0円、令和2年度 0円 <p>■直前期 令和4年度 △10,011,661</p> <p>■経営の改善の見込み 経営改善計画書より 減価償却費を差し引いた額で考えれば、事業開始後の令和10年から正味財産合計の増減はプラス域で推移できている。</p>	35,39
				④ 自己資本比率が10パーセントを超えていない場合であっても、少なくとも債務超過の状態ではなく、かつ、持続的な経営の見込み又は経営の改善の見込みがあるときは、容認される余地があること。	<p>■正味財産の状況 令和4年度 正味財産期末残高20,790,614円</p> <p>■経営の改善の見込み 経営改善計画書より 減価償却費を差し引いた額で考えれば、事業開始後の令和10年から正味財産合計の増減はプラス域で推移できている。</p>	35,39
				⑤ 多額の設備投資を要する場合にあっては、設備投資の当初に利益を計上できないことが多いことから、減価償却率に応じた損益の減少などを勘案して判断すること。	<p>■経営改善計画書 減価償却費を差し引いた額で考えれば、事業開始後の令和10年から正味財産合計の増減はプラス域で推移できている。</p>	39
				⑥ 申請に係る事業の規模が大きい場合や申請者の自己資本に比して多額の設備投資を要するなど、申請に係る事業の将来の見通しについて適切な収益が見込まれるかの確認が特に必要と認められる場合の確認方法としては、当該事業の開始に要する資金の総額及びその資金の調達方法を記載した書類として、設備投資に要する資金の額が当該申請者の資金調達額と当期純利益の合計額を超えないか否かについて確認できる事業収支計画書の提出を求める方法などがあること。 なお、申請に係る事業について、その将来の見通しについて適切な収益が見込まれない場合や審査対象を当該申請に係る事業のみの将来の見通しに限定することが不適当な場合は、適宜、審査対象を廃棄物処理部門又は事業全体に係る将来の見通しに拡大することが可能であること。 また、当期純利益とは、申請者の事業全体の当期純利益ではなく、当該申請に係る事業の当期純利益をいい、その算出に当たっては一般管理費や各種税金等の申請に係る事業のみからでは算定できない費用について、申請者の事業全体に係るこれらの費用から対象とする事業範囲に応じて按分して算出すること。	<p>■事業費合計 約119億円</p> <p>■収入 約119億円</p> <ul style="list-style-type: none"> ・処分料収入等 約61億円 ・補助金等 約58億円 <p>※施設建設費の資金調達は借入金と補助金による</p>	30

条文 (省令)	項 号	項目	省令上の基準	国の許可事務通知※	申請内容	申請書
				⑦ 維持管理積立金、各種税金、社会保険料又は労働保険料等の義務的支払いが履行されていない場合、当該法人の経理的基礎に疑義があると解されることから、これらの義務的支払いが履行されていないとの情報を入手した場合には、⑥に準じた方法により慎重に経理的基礎を判断すること。	・ 法人税の納税証明書により納付すべき税額なし ・ 正味財産増減計算書内訳表により福利厚生費の支出あり	32,35
				⑧ 経理的基礎を有しないと判断するに当たっては、金融機関からの融資の状況を証明する書類、中小企業診断士の診断書等を必要に応じて提出させ、また、商工部局、労働経済部局などの協力も求めるなどして、慎重に判断すること。	-	
				⑨ 7で後述する優良産業廃処理業者については、産業廃棄物処理業者として有すべき経理的基礎及び優良基準における財務体質の健全性に係る基準の双方を満たしている必要があること。	-	

※許可事務通知 産業廃棄物処理業及び特別管理産業廃棄物処理業並びに産業廃棄物処理施設の許可事務等の取扱いについて（令和2年3月30日環循規発第2003301号）